

岩手県告示第353号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和7年5月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市
- 2 基本測量を実施する期間 令和7年6月2日から令和8年2月27日まで
- 3 実施する基本測量の種類 成果不整合地域における基準点改測